

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第2号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年岩手県条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 知事、副知事、県議会の議員、教育長及び県議会の議員のうちから選任された監査委員が内国を旅行した場合に支給する鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、別表第2中「行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額」とあるのは、「<u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第2条第1項第3号に規定する指定職の職務にある者</u>と同一の額」として、同表の規定を適用する。</p> <p>6～41 [略]</p> <p>別表第2(第7条、第8条関係)</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 知事、副知事、県議会の議員、教育長及び県議会の議員のうちから選任された監査委員が内国を旅行した場合に支給する鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、別表第2中「行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額」とあるのは、「<u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第22号)による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第2条第1項第3号に規定する指定職の職務にある者</u>について同法の規定の例により計算した額と同一の額」として、同表の規定を適用する。</p> <p>6～41 [略]</p> <p>別表第2(第7条、第8条関係)</p>								
<table border="1"><tr><td data-bbox="152 1106 414 1155">知事</td><td data-bbox="414 1106 1084 1155">行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額。</td></tr><tr><td data-bbox="152 1155 414 1439">[略]</td><td data-bbox="414 1155 1084 1439">ただし、知事、副知事、県議会の議員及び教育長が外国を旅行する場合にあっては、<u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)</u>第2条第1項第3号に規定する指定職の職務にある者と同一の額</td></tr></table>	知事	行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額。	[略]	ただし、知事、副知事、県議会の議員及び教育長が外国を旅行する場合にあっては、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)</u> 第2条第1項第3号に規定する指定職の職務にある者と同一の額	<table border="1"><tr><td data-bbox="1160 1106 1422 1155">知事</td><td data-bbox="1422 1106 2085 1155">行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額。</td></tr><tr><td data-bbox="1160 1155 1422 1439">[略]</td><td data-bbox="1422 1155 2085 1439">ただし、知事、副知事、県議会の議員及び教育長が外国を旅行する場合にあっては、<u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第22号)による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旧旅費法」という。)</u>第2条第1項第3号に規定</td></tr></table>	知事	行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額。	[略]	ただし、知事、副知事、県議会の議員及び教育長が外国を旅行する場合にあっては、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第22号)による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旧旅費法」という。)</u> 第2条第1項第3号に規定
知事	行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額。								
[略]	ただし、知事、副知事、県議会の議員及び教育長が外国を旅行する場合にあっては、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)</u> 第2条第1項第3号に規定する指定職の職務にある者と同一の額								
知事	行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額。								
[略]	ただし、知事、副知事、県議会の議員及び教育長が外国を旅行する場合にあっては、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第22号)による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旧旅費法」という。)</u> 第2条第1項第3号に規定								

[略]	

別表第3（第7条関係） 現地経費、宿泊料及び食卓料

[略]
-----

備考 現地経費及び宿泊料の欄中甲地方とは、旅費法別表第1の1の備考に定める甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料については、乙地方の宿泊料定額を支給するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和28年岩手県条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>別表第1 現地経費、宿泊料及び食卓料（第8条―第10条、第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 100px; height: 30px; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 現地経費及び宿泊料の欄中甲地方とは、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）</u>別表第1の1の備考に定める甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料については、乙地方の宿泊料定額を支給するものとする。</p>	[略]	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 <u>外国旅行の旅費については、第20条の規定にかかわらず、当分の間、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旧旅費法」という。）の規定による国家公務員の外国旅行の旅費の例による。</u></p> <p>別表第1 現地経費、宿泊料及び食卓料（第8条―第10条、第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 100px; height: 30px; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 現地経費及び宿泊料の欄中甲地方とは、<u>旧旅費法別表第1の1</u>の備考に定める甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料については、乙地方の宿泊料定額を支給するものとする。</p>	[略]
[略]			
[略]			

	する指定職の職務にある者について旧旅費法の規定の例により計算した額と同一の額
[略]	

別表第3（第7条関係） 現地経費、宿泊料及び食卓料

[略]
-----

備考 現地経費及び宿泊料の欄中甲地方とは、旧旅費法別表第1の1の備考に定める甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料については、乙地方の宿泊料定額を支給するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。